

中期財政フレーム（平成 25 年度～平成 27 年度）

平成 24 年 8 月 31 日
閣 議 決 定

政府は、「財政運営戦略」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）において、経済・財政の見通しや展望を踏まえながら複数年度を視野に入れて毎年度の予算編成を行うための仕組みとして、中期財政フレームの枠組みを導入した。

「財政運営戦略」においては、平成 23 年度から平成 25 年度を対象とする最初の中期財政フレームを定めるとともに、「毎年半ば頃、中期財政フレームの改訂を行い、翌年度以降 3 年間の新たな中期財政フレームを定める」こととしている。これに基づき、昨年 8 月の平成 24 年度から平成 26 年度を対象とする中期財政フレームの改訂を前提に、今回、平成 25 年度から平成 27 年度を対象とする中期財政フレームを以下のように策定し、新たな歳入・歳出両面にわたる取組を定める。

1. 中期財政フレーム改訂における基本的な考え方

持続可能な財政・社会保障制度の構築を図ることは、財政危機に陥った欧州諸国のように財政状況の悪化が経済や国民生活に悪影響を及ぼすことを回避するとともに、人々の不安を減らし、消費を促し、経済活動を拡大することを通じて新たな成長の基盤となる。

そのためには、社会保障・税一体改革を実現するとともに、「日本再生戦略」（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）を踏まえ、日本再生のための重点分野に大胆に予算を配分し、社会保障分野を含め、聖域を設けずに歳出全般を見直すことで、経済成長と財政健全化の両立を図り、市場の信認を確保しつつ日本経済の再生を図っていく必要がある。

また、東日本大震災からの復興、福島再生を、最重要かつ最優先課題として全力で対応するため、東日本大震災復興特別会計を活用し、必要な事業を着実に実施する必要がある。

こうした基本認識のもと、財政運営戦略に定めた 2015 年度の基礎的財政収支の赤字の対 GDP 比の半減目標を着実に達成する観点から、平成 25 年度～27 年度（2013 年度～2015 年度）を対象期間とする今回の改訂を行う。この中期財政フレームの枠組みのもとで、「日本再生戦略」に定めた重点分野に財政資源を投入するため、省庁の枠を超えた大胆な予算の組替えを実施していく。

2. 中期財政フレーム改訂の具体的内容

昨年8月の改訂を含む「財政運営戦略」Ⅱ3「中期財政フレーム」の箇所の記事のうち、「(2) 歳入・歳出両面にわたる取組」について、以下のように改訂する。なお、「中期財政フレーム」の箇所の他の記述は、平成25年度以降においても基本的に適用する。

① 公債発行額

財政健全化目標を確実に達成するとともに、財政健全化への積極的な姿勢を市場に向けて発信し、市場の信認を確保する観点から、平成25年度の新規公債発行額（年金特例公債など、別途、法律により具体的な償還財源が担保された公債を除く。以下同じ。）について、平成24年度当初予算の水準（約44兆円）を上回らないものとするよう、全力を挙げる。それ以降の新規公債発行額についても、財政健全化目標の達成へ向けて着実に縮減させることを目指し、抑制に全力を挙げる。

このため、歳入・歳出両面における最大限の努力を行う。

なお、「中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）」（平成23年8月12日閣議決定）における平成24年度分の記載についても、年金特例公債を除く新規公債発行額について適用するものとする。

② 歳入面での取組

個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革については、民主党・自由民主党・公明党の三党の合意（以下「三党合意」という。）に基づく修正を経て、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」が成立したところである。今後、これらの法律及び三党合意に基づき改革を進めていく。

なお、上記法律に規定された各種の検討事項等については、三党合意等を踏まえ、各年度の予算編成・税制改正等を通じて検討し、その結果に基づき、所要の措置を講じるものとする。

租税特別措置については、平成22年度から平成24年度までの税制改正大綱の方針に沿ってゼロベースで見直すこととする。

新たに減収を伴う税制上の措置については、財政運営戦略Ⅱ2.（1）にのっとり、それに見合う新たな財源を確保しつつ実施することを原則とする。

③ 歳出面での取組

(i) 財政健全化目標の達成に向けて、平成 25 年度から平成 27 年度において、「基礎的財政収支対象経費」（国の一般会計歳出のうち、国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの。）について、恒久的な歳出削減を行うことにより、少なくとも前年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模（これを「歳出の大枠」とする。以下同じ。）を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。

なお、平成 25 年度から平成 27 年度における基礎年金国庫負担の 2 分の 1 と 36.5% との差額（以下「年金差額分」という。以下同じ。）については、各年度の「歳出の大枠」に含まれている。

(ii) 平成 26 年度及び平成 27 年度については、社会保障・税一体改革の一環として財源が確保された上で行われる社会保障の充実等に係る経費を各年度の予算編成過程において検討し「歳出の大枠」に加算するものとする。

（以下は改訂なし。）

平成 25～27 年度における「基礎的財政収支対象経費」

(単位：兆円)

	歳出の大枠		
	25 年度	26 年度	27 年度
基礎的財政収支対象経費 (注 1)	71 (注 2～4、6、8)	71 (注 2～4、6、8)	71 (注 2～4、6、8)
うち経済危機対応・地域活性化予備費 (24 年度 0.9)	0.9 (注 5)	0.9 (注 5)	0.9 (注 5)

(注 1) 「基礎的財政収支対象経費」は、一般会計歳出から国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの。平成 24 年度当初予算では、約 68.4 兆円。(この他、消費税引上げ分を償還財源として確保した年金特例公債の発行により年金財政に繰り入れる年金差額分 (2.6 兆円) が含まれることとなる。)

(注 2) 施策の新たな実施等に関連して新たな制度改革による恒久的な歳入増が確保された場合等には、公債発行額の抑制に関する規律の範囲内で、この恒久的な歳入確保額の範囲内の金額を上記の「歳出の大枠」の額に加算することができる。

(注 3) 平成 25 年度以降の「基礎的財政収支対象経費」の内訳となる各年度の予算額については、概算要求その他の予算編成過程を経て決定。地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改革等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。

「財政運営戦略」に定める基本ルール「地方財政の安定的な運営」を踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成 24 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

ただし、東日本大震災の復旧・復興事業及び東日本大震災を踏まえた緊急防災・減災事業に充てられる一般財源を除くものとし、社会保障・税一体改革における(注 6) ②の社会保障の充実のための制度改革に伴う地方負担の増加、消費税率(国・地方)の引上げに伴う(注 6) ③の社会保障支出(社会保障 4 経費)に係る地方負担の増加、地方消費税率の引上げに伴う水準超経費の増加を適切に踏まえるとともに、消費税率(国・地方)の引上げに伴う社会保障 4 経費以外の物資調達等に係る地方負担の増加についても、(注 7)における国負担に係る取組みと基調を合わせ、適切に反映する。

(注 4) 平成 25 年度における基礎年金国庫負担の 2 分の 1 と 36.5%との差額(以下「年金差額分」という。以下同じ。)については、消費税引上げ分を償還財源として確保した年金特例公債を発行した上で、年金財政に繰り入れることとされていることから、平成 25 年度の「歳出の大枠」には、年金差額分が含まれている。

(注 5) 平成 24 年度以降の「経済危機対応・地域活性化予備費」0.9 兆円の取扱いについては、現段階では景気状況等を見通し難いことから、予算編成過程において検討。

(注 6) 社会保障・税一体改革に関連する歳出については、一体改革により自然増を含む社会保障の安定財源を確保する措置を講じたことを踏まえ、当該自然増を適切に反映しつつ、

① 基礎年金国庫負担 2 分の 1 への引上げに要する経費の金額については、平成 26

年度及び平成 27 年度の「基礎的財政収支対象経費」の内数として整理。

- ② 社会保障の充実の金額及び簡素な給付措置の金額については、国税の消費税率の 7.8%への引上げが平成 27 年度の途中に行われ平成 26 年度及び平成 27 年度において社会保障・税一体改革が最終的に予定する 3.8%分の税収の全額が確保されないこと、及びそれらの具体的内容及び実施時期については、今後検討が行われるとされていることから、その検討の結果等を踏まえ、各年度の予算編成過程において検討し、「歳出の大枠」に加算するものとする。
- ③ 消費税率（国・地方）引上げに伴う社会保障支出（社会保障 4 経費）の増の金額については、消費税引上げに伴う物価上昇の影響等を踏まえ、各年度の予算編成過程において検討し、「歳出の大枠」に加算するものとする。
- ④ 国・地方を通じた社会保障安定財源の確保に向けた消費税に係る地方交付税法定率分の充実については、各年度の予算編成過程において検討し、「歳出の大枠」に加算するものとする。

（注 7）消費税率（国・地方）引上げに伴い、社会保障 4 経費以外の物資調達等に係る歳出が物価上昇の影響等により増加することが見込まれるが、これらは、社会保障・税一体改革を含む財政収支の改善努力の一部をもって賄うことも想定されていることから、その具体的な取扱いについては、各年度の予算編成過程において検討。

（注 8）B 型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費のうち、税制措置等により財源が確保された金額については、財源と併せて別途管理し、「歳出の大枠」に加算するものとする。